

Ⅱ 学 校 教 育

1	令和6年度名寄市学校教育推進計画	9
2	市内小中学校・義務教育学校の概要	23
3	幼児教育	25
4	学校給食センター	26
5	名寄市立大学	28
6	就学の助成	34
7	各種助成制度	37
8	名寄市教育研究所	38
9	その他学校一覧	41

1 令和6年度名寄市学校教育推進計画

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変わり、学校教育では、制限されてきた教育活動を徐々に再開し、子どもたちが触れ合いながら笑顔で生き生きと活動できるようになりました。

令和6年度においても、子どもたちにとって安全で安心できる教育環境づくりとともに、学校教育全体を通じたウェルビーイング（※）の向上と社会的変化の影響による教育課題等に適時・適切に対応するため、4つの重点的な取組を進めてまいります。

※用語解説

【ウェルビーイング】

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。

短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

1 小中学校教育の充実

生きる力を育てる教育や特別支援教育、国際理解教育、情報教育等の社会の変化に対応する力を育てる教育などの充実、教職員の資質向上や地域社会と連携した信頼される学校づくりの推進、教育効果を高めるための計画的な学校施設の整備に努めます。

第1 信頼される学校づくりの推進

児童生徒一人一人が資質能力を最大限に伸ばし、この学校で学んでよかったと思ってもらえる学校とするためには、各学校が地域社会に開かれ、家庭や地域と信頼し合える関係を構築して、連携・協力して子どもたちをともに育てることが重要です。

そのため、次に掲げる事項の実現を図り、どのような状況になっても児童生

徒や保護者はもとより市内外の方々から信じて頼られる、信頼される学校を目指します。

【ウェルビーイングの実現を目指す学校づくりの推進】

- (1) 教育委員会、学校においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念をもって、児童生徒を真ん中に、誰一人取り残すことなくウェルビーイングを実感できる学校づくりに努めます。
- (2) 児童生徒が生涯にわたって社会を生き抜く自立した学習者・持続的な社会の創り手として成長していくことができるよう、児童生徒、保護者、市民の皆様のご意見を聴き、対話しながら、一人一人が当事者意識や役割をもって、ともに学び・考え・創造して教育課題の解決が図られるよう努めます。

【地域とともにある学校づくりの推進】

- (1) 「地域とともにある学校づくり」のため、地域と学校が熟議により学校の課題とその解決に向けた意見を共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら、学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を一層推進します。
- (2) 学校と地域との連絡・調整を図り、連携・協働を推進するために、市内の全学校運営協議会に配置した地域コーディネーターが、その役割を發揮できるよう取り組みます。
- (3) 各学校の学校経営については、児童生徒がよりよい教育活動等を享受できるよう、学校運営の状況について積極的に情報発信するとともに、学校運営協議会や保護者、地域の方々による外部評価の工夫を図るなどして効果的に学校評価を行うよう努めます。また、学校評価により明らかになった成果と課題を踏まえ、本市共通モデルの学校経営計画及び学年経営案を効果的に活用して、組織的・継続的に改善を図ることができるよう取り組みます。
- (4) 小中学校において、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実態等を踏まえ、学習指導や生徒指導で小中学校の協力した具体的な取組が進むよう努めます。
- (5) 智恵文地区においては、令和6年4月に本市初となる義務教育学校「智恵

文小中学校」が開校しました。義務教育学校としての基盤を整え、地域の特色を生かした9年間の系統性・連続性のある教育課程の編成・実施に努めます。

- (6) 風連地区については、教職員を構成員とする名寄市小中一貫教育校合同連絡会議を計画的に開催し、取組の成果と課題等を共有して取組内容の質を高め、特色ある小中一貫した教育の一層の充実を図ります。
- (7) 小規模校における特認校制度の教育的意義と制度の在り方について、研究を進めます。

【教職員の資質能力の向上】

- (1) 教育の質は直接、児童生徒の教育活動等を担う教職員の力量に影響されることから、教職員が常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることができるよう研修機会の確保と研修内容・方法の工夫改善に努めます。
- (2) 社会の変化やニーズに対応するとともに、様々な危機へ適切に対応できる教育が推進できるよう、多様な知識・経験を持つ学校外の人材を授業や校内研修に活用することにより、教職員の資質能力の向上に努めます。
- (3) 名寄市教育改善プロジェクト委員会によるミドルリーダー育成研修など、名寄市教育研究所での活動等を通して、教職員が主体的に学び合えるよう支援に努めます。
- (4) 北海道教育委員会の指導主事による学校指導訪問の積極的な活用や、その指導・助言を生かして授業改善を図るとともに、各種研究・研修会参加で得た研修成果を他の教職員に還元することにより、指導力の向上を図ります。
- (5) 学校における働き方改革の推進については、名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、各学校において働き方改革コアチームを編成して教職員の意識改革を進めたり、短期的な検証改善サイクルを構築するなどして、教職員一人一人が働き方が改善されているという実感をもつことができるよう取り組みます。
- (6) 校内研修をはじめ様々な機会を通じて、国や道の資料等を活用して教職員一人一人の厳正な服務規律の保持に努めます。

第2 生きる力を育てる教育の推進

これからの複雑で変化の激しい社会の中においては、子供たちが自信をもって自分の人生を切り拓き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる生きる力を育成することが求められています。

そのため、各学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、家庭や地域と目標を共有し、連携・協働する中で、次に掲げる事項の実現を図り、児童生徒に生きる力を育むことを目指します。

【社会に開かれた教育課程の充実】

- (1) 各学校の教育課程については、学習指導要領の社会に開かれた教育課程の理念に基づき、家庭や地域と連携・協働して教育活動の充実が図られるよう適切な編成・実施に努めます。
- (2) 校長の方針のもと、教職員一人一人が力量や特性等を発揮できる校務分掌を工夫し、相互に連携しながら各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメント（※）に努めます。
- (3) 各学校の教育課程の編成に当たっては、学習の基礎となる資質能力を各教科等の特質を生かし、教科横断的な視点で育成していくことができるよう努めます。

※用語解説

【カリキュラムマネジメント】

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

【確かな学力を育てる教育の推進】

- (1) 全国学力・学習状況調査等により把握した児童生徒の実態等を踏まえ、育成を目指す資質能力を明確にして、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善に努めます。
- (2) 児童生徒一人一人の興味・関心・意欲等を的確に捉えて、きめ細かく指導・支援したり、一人1台端末を活用したりするなど指導方法を工夫・改善することにより「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- (3) 授業においては、デジタル教科書やロイロノートなどの積極的な活用や、児童生徒一人一人の習熟度に応じたA Iドリルの導入により、児童生徒の学びの充実に取り組みます。
- (4) 加配教員等による小学校における教科担任制の取組等により、指導体制の工夫改善に努めます。
- (5) 各学校と教育委員会が連携し、学力に関する各種調査結果の分析を実施し、各学校が学力向上に向けた教育活動の検証と改善を組織的・効果的に行えるよう取り組みます。
- (6) 名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、北海道教育委員会指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」に取り組み、市内小中学校が一体となった学力向上の取組を推進します。
- (7) 名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、家庭と連携しながら、一人1台端末の持ち帰りによるA Iドリルの活用を図るなど家庭学習の充実に向けた取組を推進します。

【豊かな心を育てる教育の推進】

- (1) 人間尊重の精神、自他の生命を尊重する心、規範意識や公正な判断力などを育てることが大切であることから、「特別の教科 道徳」を要として、地域教材の効果的な活用や家庭、地域との連携を図りながら、学校教育活動全体を通して道徳性を養う道徳教育の充実努めます。
- (2) 生徒指導については、課題解決的な対応にとどまることなく、教師と児童生徒との信頼ある関係の中で、すべての児童生徒の発達を支え、課題の未然

防止ができるよう積極的な生徒指導の充実に努めます。

- (3) 学校、家庭、地域、行政等が連携・協力し、社会全体でいじめの問題を克服及びその根絶に向けて、教育委員会及び全小中学校において定めている「いじめ防止基本方針」等に基づき、すべての教職員がいじめの定義や組織的な対応等について一層理解を深め、家庭や地域・関係機関と連携して未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
- (4) 児童会や生徒会活動における主体的ないじめ防止に取り組む活動の推進と、市内小学校・中学校・高等学校が一堂に会した「いじめ防止サミット」を開催することにより、児童生徒の自発的・自治的な活動によるいじめの未然防止とその根絶に向けた取組の活性化を図ります。
- (5) 各学校においては、家庭、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター、名寄市立大学などの関係機関と連携し、いじめの早期発見・早期対応のため、学校いじめ防止対策組織の強化、自殺未然防止や児童生徒が不安や悩みを抱えたときの対処方法の指導の工夫に努めます。
- (6) 各学校においては、心の教室相談員等の活用による児童生徒が相談しやすい校内体制の整備に努めるとともに、各種相談窓口の周知と利用促進を図ります。
- (7) 各学校においては、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深める学習やボランティア活動等を通して、児童生徒が身近な地域の魅力や課題などを知り、地域社会の構成員の一人としての意識やふるさとの愛着、誇りをもてるよう、ふるさと教育の充実に努めます。
- (8) 読書活動については、全小学校に配置している学校司書を活用した図書を選定や配置の工夫、市立図書館との連携した取組などにより、児童生徒が図書に興味・関心をもち読書意欲を高めるよう取り組みます。

【健やかな体を育てる教育の推進】

- (1) 各学校においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等により把握した児童生徒の実態等を踏まえ、体育・保健体育の授業改善や運動機会の確保に努めます。
- (2) 児童生徒が、自己の体力の現状を踏まえた体力向上の目標を設定し、自己

- の能力や適性、興味・関心に応じて、仲間等と気軽に楽しく運動に参加することができる機会を工夫して運動習慣の定着を図ります。
- (3) 名寄市教育研究所と連携して、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、その課題解決に向け、必要な教職員研修に取り組むとともに、体育専科加配による体育授業の充実に向けた指導方法及び体力向上に係る取組の成果について普及啓発を図ります。
 - (4) 児童生徒が体力向上を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質能力の基礎を育てるため、スキー、カーリングなど地域の教育資源を生かした活動や各学校の特色を生かした「1校1実践」の取組の充実に努めます。
 - (5) 健康教育や食に関する指導の充実に向け、家庭と連携した「早寝、早起き、朝ごはん」の取組の推進や、養護教諭や栄養教諭の専門性を生かした指導方法・指導体制の工夫改善に努めます。
 - (6) 性に関する指導の充実に向け、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や状況等を踏まえ、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ることなどに配慮して適切に行われるよう取り組みます。
 - (7) 経済的な理由のみならず、心身の健康を維持し、安心して学校生活を送る環境整備の一環として、試行的に女子トイレに生理用品を配置します。
 - (8) 学校給食については、令和6年4月からの学校給食費値上げに対し支援を行い、安定的な食材の供給に努めます。また、使用する食材については安全安心な食材の選定に細心の注意を払い、積極的な地産地消に努め、児童生徒の健康や食育に資する献立の創意工夫に取り組みます。
 - (9) 学校給食が児童生徒の学校生活を豊かにし、楽しい時間となるよう、献立表などを活用して食に関する情報発信に努めます。

第3 社会の変化や多様な教育ニーズへの対応

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、学校教育には、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化やニーズに対応して課題の解決を図り、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質能力を育成することが求

められています。

そのため、次に掲げる事項の実現を図り、時期を逸することなく、社会の変化や多様な教育ニーズに適切に対応していきます。

【特別支援教育の推進】

- (1) 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限りともに学ぶ「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、学校、家庭、地域とが連携を図った取組を推進します。
- (2) 特別な支援を必要とする児童生徒への就学前から学齢期、社会参加まで、関係機関等との連携を充実させながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施と切れ目のない支援体制の整備を図ります。
- (3) 特別支援学級、通級による指導、通常の学級のそれぞれにおいて、児童生徒の障がいの状態等に応じて適切な教育課程の編成・実施・評価が行われるよう取り組みます。
- (4) 必要に応じてスクールソーシャルワーカーを各小中学校に派遣し、各学校の特別支援教育コーディネーターや心の教室相談員と連携して、教職員、児童生徒、保護者等への効果的な支援に努めます。
- (5) 児童生徒一人一人の教育的ニーズに適切に対応するため、全校的な支援体制を確立し、特別支援教育コーディネーターを中心とした教育支援委員会の機能の充実に努めます。
- (6) 各学校の実態に応じ、学習支援員や生活支援員を適切に配置し、誰一人取り残すことのないよう、きめ細かな支援に努めます。
- (7) 困り感のある児童生徒への教育支援の充実に向け、特別支援学校や特別支援教育専門家チーム等による教育相談を活用しつつ、医療・福祉等の関係機関とも連携して、個に応じた指導目標や、教科及び自立活動などの内容及びその指導方法、指導体制の工夫・改善に努めます。
- (8) 名寄市特別支援連携協議会において、本市の特別支援教育について共通理解を図ったり、課題の解決に向けて協議を行ったりすることを通して、学校と関係機関等との連携・協力を強化します。
- (9) 名寄市立大学と連携し、特別支援教育に関する研修の充実や特別支援学校

教諭免許状の取得率の向上を目指します。

- (10) 名寄版個別の支援計画「すくらむ」の効果的な活用に努めるとともに、「すくらむ」のデジタル化に向けて、関係機関と研究を進めます。

【不登校児童生徒等の支援体制の強化】

- (1) スクールソーシャルワーカーや教育相談センター、名寄市こども未来課等の関係機関と連携した教育相談の充実を図るとともに、教育相談センター指導員、スクールソーシャルワーカーと各学校が連携するなどし、不登校児童生徒等を組織的・計画的・継続的に支援する体制の整備に努めます。
- (2) 不登校児童生徒等の様々な状況やニーズ等に対応するため、適応指導教室の利用や別室登校等の受入体制の工夫など、児童生徒への多様で適切、効果的な教育や相談の機会、場の確保に努めます。
- (3) 各学校において、校長のリーダーシップのもと、児童生徒の一人一人の実情に応じたきめ細かな指導・支援を行うため、児童生徒理解・教育支援シートなどの各種データの有効活用に努めます。また、不登校や感染症等により登校できない児童生徒に対して一人1台端末などICTを活用し、オンライン授業等による学習支援やカウンセリングを実施するなど適切な支援を推進します。
- (4) スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、効果的な支援について関係者が協議できる機会を設けるとともに、中学校に配置している心の教室相談員による教育相談が、必要に応じて小学校でも実施できるよう取り組みます。

【情報教育の充実】

- (1) Society 5.0の時代を迎え、これからの未来を創る児童生徒には情報活用能力(情報モラルを含む)の育成が必須であることから、一人1台端末を適切、効果的に活用した教育活動の充実と、必要なICT環境の整備に努め、教育DXを推進します。
- (2) 小学校においては、各教科等において、コンピュータの基本的な操作を確実に身に付けるための学習活動やプログラミング教育の充実に努めます。

- (3) 中学校においては、各教科等において、情報手段を適切かつ主体的・積極的に活用できるようにするための教育活動の充実に努めます。
- (4) 最近のインターネット上での誹謗中傷などによるいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化など等の状況を踏まえ、児童生徒に対して「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度（情報モラル）」の育成に努めます。
- (5) 名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に、各学校におけるICTの活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、今日的に求められるICT活用を踏まえ、児童生徒の発達段階等の状況に応じたICT活用研修の充実に図ります。また、一人1台端末と遠隔システムを利用し、各学校間の授業交流や遠隔地との交流体験活動を推進します。

【国際理解教育の推進】

- (1) 学校教育活動全体において、自分が生まれ育ったふるさとと、他国の文化や考え方を理解し、尊重する取組が充実するよう努めます。
- (2) 各学校においては、英語を母国語とするALT(外国語指導助手)を効果的に活用し、英語によるコミュニケーションを行う目的や場面、児童生徒の興味・関心等に応じた学習活動の工夫を通して、英語によるコミュニケーション能力やバランスの取れた英語力が育成されるよう努めます。
- (3) 外国語活動・外国語の授業において、一人1台端末とデジタル教科書を効果的に活用し、発音や英会話のやり取りのモデルを示すなど、言語活動の充実に図ります。

【キャリア教育の推進】

- (1) 学校教育活動全体を通して児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、社会的・職業的自立に向けて基礎となる資質能力が育成されるよう努めます。
- (2) 各学校においては、校長のリーダーシップのもと、学校教育全体をはじめ、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実に努めます。

- (3) 各学校においては、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなどして、児童生徒が学んだことを振り返りながら新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動が充実するよう努めます。
- (4) 職場見学や職場体験活動、社会人講話等を効果的に実施し、児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てる指導の充実に努めます。

【主権者教育(※)の推進】

- (1) 児童生徒の健全な成長や自立を促すためには、児童生徒が意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要であることから、児童生徒の意見を聴く機会や、児童会・生徒会等の場において、自己の取組活動について確認したり、議論したりする機会の創出に努めます。
- (2) 児童生徒にとって一番身近な社会である学級や学校において、自分が社会の一員であり主権者であるという自覚をもたせることができるよう、社会科や特別活動などにおいて、児童生徒の発達段階に応じた学習の充実に努めます。また、教育課程全体で児童生徒に主権者教育を通して何を育成するのか、身に付けておくべき力などを明確にし、教科横断的な指導を推進します。
- (3) 学級活動、児童会・生徒会活動などの児童生徒の自発的、自治的な活動の中でよりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動を行うなど、教員の適切な指導のもと、生活上の課題を見出し、課題を解決するための話し合いや合意形成を図る経験を積めるよう取り組みます。

※用語解説

【主権者教育】

学校において主権者として求められる力を育成する教育のことをいう。

主権者教育の目的は、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を発達段階に応じて身に付けさせるものとしている。

【部活動改革の推進】

- (1) 国が示した「段階的な地域部活動への移行」に向け、地域の文化・スポーツ団体やNスポーツコミッション等と協議を進めるとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会や関係機関等との連携を深め、教職員の負担軽減と生徒の活動機会の確保を両輪とした「NAYOROスタイル 部活動改革推進事業」の推進に努めます。

第4 安全安心な教育環境の整備

児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされ、児童生徒が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒の安全の確保が保障されることが不可欠です。

そのため、次に掲げる事項の実現を図り、安全安心な教育環境の整備に努めます。

【学校施設の整備】

- (1) 未耐震施設で老朽化が著しい名寄中学校は、本年度より校舎等の改築工事を実施します。
- (2) 未耐震施設の名寄東中学校は、名寄産業高校光凌キャンパスの活用に向けて北海道教育委員会と協議を進めます。
- (3) 智恵文小中学校が開校したことから、旧智恵文小学校校舎等の解体工事を実施します。
- (4) 非構造部材等の耐震対策がされていない名寄小学校屋内運動場について、吊り天井の撤去及び非構造部材の落下防止対策工事を実施します。
- (5) 市内小中学校のすべての普通教室に、可能な限り早期に空調設備の設置を進めます。
- (6) 市内小中学校の和式トイレは、洋式化が進んでいない学校から計画的にトイレの洋式化を進めます。
- (7) 教育DXの推進に向けて、AIドリルの導入など、必要なICT教育環境基盤の整備に努めます。
- (8) 給食センターについて、より安全安心で安定した学校給食を提供するため、

計画的な厨房内配管更新として、厨房内排水管更新工事を実施します。

【危機管理体制の確立】

- (1) 児童生徒が安心した学校生活を送れるよう、学校、警察、消防等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」や「安全マップ」等の適宜見直しと、それに基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取組を徹底します。
- (2) 自他の命を守り、災害が発生する前の備え方や災害発生時の対処の仕方などを学び、それを実践に移すことができるよう、関係機関と連携し防災教育の推進に努めます。
- (3) どのような感染症がいつ流行しても、速やかに感染拡大防止の対策をとることができる環境や体制が整備された「感染症に強い学校」づくりに努めます。
- (4) 通学路における児童生徒の安全を図るため、名寄市通学路安全推進会議を核に、警察、道路管理者や地域の関係機関等と連携し、定期的・継続的に通学路の安全点検を行い、危険箇所等の共通認識をもち、安全対策に努めます。
- (5) 性犯罪、性暴力を根絶するため国が進めている「生命（いのち）の安全教育（※）」について、保護者等の理解を得ながら、警察等の関係機関と連携して取り組みます。
- (6) 危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる人に、児童生徒がSOSを出せるよう「SOSの出し方に関する教育（※）」に取り組み、学校における相談体制の強化や教職員研修の充実に努めます。また、アセスメントツールなどを活用した児童生徒の実態把握を実施し、異変や相談があった場合にはスクールソーシャルワーカーを中心に、学校、心の教室相談員、教育相談センター、警察、健康福祉部など関係機関との連携を図りながら解決に努めます。
- (7) 児童生徒に、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育の充実に努めます。また、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育や、一人一人を尊重する教育を一層徹底します。

※用語解説

【生命（いのち）の安全教育】

令和2年6月に国の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性暴力・性暴力対策の強化の方針」が決定され、その中の「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」の一貫として子供を性暴力の当事者にしないため、全国の学校において推進することとなった教育のことをいう。

【SOSの出し方に関する教育】

自殺予防対策基本法（平成18年法律第85号）第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」のことをいう。

2 市内小中学校・義務教育学校の概要

1 市内小学校一覧

(令和6年5月1日現在) ※ 教員数には管理職含み休職者は含まない

学校名	校長名	所在地	電話・FAX番号	児童数		学級数	教員数	養護	栄養	事務
				特学	普通					
名寄小学校	大谷 和範	西1条南1丁目2番地	01654-3-3304 01654-3-3305	特学	19	4	7	1	1	1
				普通	118	6	10			
名寄南小学校	井上 隆一	西6条南12丁目55番地2	01654-2-4164 01654-2-4165	特学	30	7	13	1		1
				普通	431	15	24			
名寄東小学校	八柳 学	東3条南3丁目11番地	01654-2-2041 01654-2-4179	特学	12	2	3	1		2
				普通	148	6	11			
名寄西小学校	軽部 恭子	西7条南1丁目18番地	01654-2-4177 01654-2-4178	特学	25	6	9	1		1
				普通	205	8	13			
中名寄小学校	松本 敏朗	字日彰285番地	01654-2-3889 01654-9-5640	特学	1	1	1	1		1
				普通	10	3	4			
風連中央小学校	野崎 師靖	風連町西町201番地	01655-3-2031 01655-3-2569	特学	12	4	6	1	1	1
				普通	87	6	9			
計 小学校 6校				特学	99	24	39	6	2	7
				普通	999	44	71			

2 市内中学校一覧

(令和6年5月1日現在) ※ 教員数には管理職含み休職者は含まない

学校名	校長名	所在地	電話・FAX番号	生徒数		学級数	教員数	養護	事務
				特学	普通				
名寄中学校	桑内 寿則	字豊栄101番地1	01654-2-2147 01654-2-2148	特学	17	4	6	1	2
				普通	268	9	18		
名寄東中学校	小林 勝彦	西2条北8丁目1番地3	01654-2-3174 01654-2-3175	特学	29	7	8	1	1
				普通	162	6	13		
風連中学校	石本 義行	風連町新生町167番地1	01655-3-2026 01655-3-2266	特学	5	2	3	1	1
				普通	54	3	10		
計 中学校 3校				特学	51	13	17	3	4
				普通	484	18	41		

3 市内義務教育学校一覧

(令和6年5月1日現在) ※ 教員数には管理職含み休職者は含まない

学校名	校長名	所在地	電話・FAX番号	児童生徒数			学級数	教員数	養護	事務	
				前期課程	特学	普通					
智慧文小中学校	西岡 裕英	字智慧文11線北2番地	01654-9-3010 01654-9-3011	前期課程	特学	2	2	5	1	2	
					普通	8	3				
				後期課程	特学	5	2	11	1	2	
					普通	7	2				
計 義務教育学校 1校					特学	7	4	5	11	1	2
					普通	15	5				

※小中学校・義務教育学校とも「電話・FAX番号欄」は、上段が電話番号、下段がFAX番号

4 小中学校・義務教育学校児童生徒数の推移

(1) 小学校・義務教育学校前期課程

(各年度5月1日現在)

年次	区分	学校数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	児童数
令和4年度	風連地区	1	20	17	16	17	18	22	110
	名寄地区	6	179	182	165	197	177	162	1,062
	計	7	199	199	181	214	195	184	1,172
令和5年度	風連地区	1	9	20	16	16	17	17	95
	名寄地区	6	160	178	172	160	189	176	1,035
	計	7	169	198	188	176	206	193	1,130
令和6年度	風連地区	1	21	10	20	16	16	16	99
	名寄地区	6	171	154	170	169	159	186	1,009
	計	7	192	164	190	185	175	202	1,108

(2) 中学校・義務教育学校後期課程

(各年度5月1日現在)

年次	区分	学校数	1年(7年)	2年(8年)	3年(9年)	生徒数
令和4年度	風連地区	1	23	20	22	65
	名寄地区	3	163	182	179	524
	計	4	186	202	201	589
令和5年度	風連地区	1	22	23	20	65
	名寄地区	3	153	160	179	492
	計	4	175	183	199	557
令和6年度	風連地区	1	14	22	23	59
	名寄地区	3	175	154	159	488
	計	4	189	176	182	547

5 中学校卒業生の進路状況

(各年度3月31日の状況)

年次	区分	卒業生数	進学者		就職者		その他	
			人数	率(%)	人数	率(%)	人数	率(%)
令和3年 3月	風連地区	20	20	100.0				
	名寄地区	166	164	98.8			2	1.2
	計	186	184	98.9			2	1.1
令和4年 3月	風連地区	34	34	100.0				
	名寄地区	189	186	98.4			3	1.6
	計	223	220	98.7			3	1.3
令和5年 3月	風連地区	22	22	100.0				
	名寄地区	176	176	100.0				
	計	198	198	100.0				
令和6年 3月	風連地区	20	20	100.0				
	名寄地区	178	178	100.0				
	計	198	198	100.0				

3 幼児教育

本市には、私立認定こども園が4園、私立幼稚園が1園あり、それぞれの園において認定こども園教育・保育要領又は幼稚園教育要領に基づき教育課程を編成し、特色ある教育活動を行っています。これまでの私立幼稚園振興補助並びに幼稚園就園奨励費補助による助成・支援を行っていた制度から、全ての園が平成27年度施行の子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費による施設運営に移行しています。

また、小学校との日常的な連携を密にし、小学校教育への円滑な接続・移行が図られるよう努めます。

1 名寄市内の認定こども園・幼稚園

(令和6年5月1日現在)

幼稚園名	住 所	電 話	代表者	設立年月日	就園状況（1号認定）			合 計
					3歳児	4歳児	5歳児	
学校法人 山崎学園 光名幼稚園	西2条南10丁目1番地	01654-2-4741	園長 山崎 博俊	S33. 6. 10	16	16	24	56
学校法人 北海道キリスト教学園 認定こども園名寄幼稚園	東1条南2丁目1番地	01654-3-0280	園長 尾崎 良雄	S25. 9. 1	16	23	22	61
学校法人 名寄大谷学園 名寄大谷認定こども園	西5条南2丁目10番地	01654-2-2668	園長 佐々木 麻有美	S33. 5. 6	8	12	14	34
学校法人 旭川カトリック学園 認定こども園名寄カトリック幼稚園	西3条南4丁目17番地	01654-2-2632	園長 柴田 沙知	S25. 9. 13	15	18	18	51
学校法人 風連学園 認定こども園風連幼稚園	風連町西町284番地	01655-3-2133	園長 加藤 紀子	S29. 5. 10	4	8	9	21

2 子ども・子育て支援運営事業

- ・施設型給付費負担（認定こども園・幼稚園が保護者の代理で給付を受け、サービスを提供）

◎学校給食センターの取組み

① アレルギー給食

食物アレルギーを有する児童生徒も給食を楽しめるよう「学校における食物アレルギー対応の進め方」(平成26年11月北海道教育委員会)を踏まえ、名寄市教育委員会の食物アレルギー対応の指針に基づき、学校給食センターの施設設備の能力や物理的な許容範囲と児童生徒の実態等を総合的に判断し、安全性を最優先としたアレルギー食材除去の代替え献立を提供しています。

(1) 令和6年度(5月1日現在)アレルギー給食対応数

・小学校 4校 20名 ・中学校 2校 6名 合計 26名

(2) 対応アレルゲン

鶏卵、牛乳、大豆、小麦、そば、ナッツ類、魚類、魚卵、甲殻類・軟体類、

貝類、肉類、果物など

※傾向としてアレルゲンが複合しているケースが多い

② 地場産品の活用

主食の米は風連地区の2生産組合と契約購入。パン用小麦粉も名寄産を100%使用。

生産量日本一を誇るもち米での赤飯や餅を行事食献立などで使用。旬の地元収穫野菜を積極的に活用。旬の野菜以外の地場産では、通年栽培もやしや加工品の豆腐、油揚げ、練製品、乾燥しいたけ、冷凍かぼちゃ、スイートコーン、ひまわり油など。

◎施設概要

- ・所在地 名寄市西5条北10丁目54番地6
- ・開設年月 平成3年12月
- ・改修工事 平成18年12月(風連町との合併に伴う)
令和6年3月増改築【女性休憩室・事務室・検収室の増床】
- ・敷地面積 3,257.75 m²
- ・建物面積 1,179.253 m² (建築基準法 1,446.68 m²)
- ・構造 鉄筋コンクリート一部2階建

◎職員構成

職 員		道派遣	会計年度任用職員				
所長	総務係長	栄養教諭	事務補助員	栄養士	調理師	業務員	調理員
1	1	2	1	2	2	7	18

◎会議等

① 名寄市学校給食センター運営委員会

設置条例第5条に基づき設置、教育委員会の諮問事項に応じ審議。

委員は9名以内で教育委員会が委嘱。会議は委員長召集。

② 名寄市学校給食会

学校給食費会計で行う学校給食事業の運営を図る。事務局は学校給食センター。

市内小中学校の校長、PTA会長、給食業務担当教諭で組織。

会議には総会、理事会、専門部会(会長委嘱)がある。

※専門部会…献立検討委員会など

5 名寄市立大学

1 名寄市立大学の理念、目的、教育目標、教育の組織・内容・方法

(1) 大学の理念

名寄市立大学は、ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す。

(2) 大学の目的

◎名寄市立大学は、高度な知識と技術および高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支えうる専門職を育成する。

◎名寄市立大学は、地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく。

(3) 教育の目標

◎ 多様でかけがえのない存在である「ひと」への理解を深めるとともに、自らの人間性と能力を高める力を育む。

◎ 専門領域の知識や技術を高めるとともに、自らが課題を発見し、課題解決に主体的に取り組む力を育む。

◎ 関連する諸領域を幅広く理解し、支援サービスの連携・協働においてパートナーシップを発揮できる力を育む。

◎ 幅広い理解力・判断力を養う教養や社会問題への関心を持ち続ける心を育む。

◎ 地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ行動する意欲を育む。

(4) 教育の組織・内容・方法

◎ 教養教育と連携教育を基礎に、栄養・看護・社会福祉などの専門領域の特殊性にも配慮した体系的なカリキュラムに基づいた授業

◎ 学生個人個人の学習意欲を涵養する少人数教育

◎ 実践力を養成するための質の高い臨地実習および現場実習

◎ 地域社会の教育的活用と地域貢献

◎ 教職員のFDおよびSDによる教育の質の向上と研究の推進

2 名寄市立大学の現況

(1) 学生の在籍状況 (単位:人)

(令和6年5月1日現在)

学科 等 学年	保健福祉学部														
	栄養学科			看護学科			社会福祉学科			社会保育学科			合計		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女	計
1年	5	38	43	4	54	58	4	40	44	7	43	50	20	175	195
2年	6	36	42	5	51	56	19	34	53	10	36	46	40	157	197
3年	7	32	39	0	50	50	8	41	49	5	38	43	20	161	181
4年	5	36	41	8	48	56	16	38	54	5	51	56	34	173	207
計	23	142	165	17	192	220	47	153	200	27	168	195	114	666	780

(2) 教員組織 (単位:人)

(令和6年5月1日現在)

保健福祉学部	学科名	学長	副学長	専任教員数					助手	専任教員1人当たりの学生数
				教授	准教授	講師	助教	計		
	栄養学科	1	1	7	3	2	4	16	2	10.3人
	看護学科			6	1	5	6	18	2	12.2人
	社会福祉学科			6	5	4	1	16	0	12.5人
	社会保育学科			3	6	5	0	14	0	13.9人
	教養教育部			4	3	0	0	7	0	—
	合計	1	1	26	18	16	11	71	4	11.0人

(3) 事務組織 (単位:人)

(令和6年5月1日現在)

事務局長	課	課長	係長	係	事務補助等	図書業務	就職支援	健康サポート	計
1	総務課	2	-	3	4	-	-	-	
	コミュニティケア教育研究センター	1	-	-	1	-	-	-	
	図書館	1	-	-	-	8	-	-	
	教務課	1	3	6	4	-	-	-	
	学生課	2	1	2	-	-	2	1	
1		7	4	11	9	8	2	1	43

(4) 令和6年度入試結果 (単位:人)

保健福祉学部	入試区分	栄養学科 (入学定員 40 人)					看護学科 (入学定員 50 人)				
		募集人員	志願者数	受験者数 A	合格者数 B	倍率 A/B	募集人員	志願者数	受験者数 A	合格者数 B	倍率 A/B
	推薦	20	30	30	20	1.5	25	43	43	25	1.7
	社会人	若干名	1	1	1	1.0	若干名	0	0	0	—
	一般前期	17	31	27	22	1.2	23	54	53	34	1.6
	一般後期	3	31	2	2	1.0	2	62	12	2	6.0
保健福祉学部	入試区分	社会福祉学科 (入学定員 50 人)					社会保育学科 (入学定員 50 人)				
		募集人員	志願者数	受験者数 A	合格者数 B	倍率 A/B	募集人員	志願者数	受験者数 A	合格者数 B	倍率 A/B
	推薦	20	38	38	20	1.9	25	21	21	21	1.0
	社会人	若干名	0	0	0	—	若干名	0	0	0	—
	一般前期	27	29	28	28	1.9	22	36	34	33	1.0
	一般後期	3	38	1	1	1.0	3	27	1	1	1.0

(5) 令和5年度卒業者の就職進学等状況 (単位:人)

(令和6年5月1日現在)

		卒業者数	就職決定者数		就職率	進学者数	その他	備考
保健福祉学部	栄養学科 (就職希望者)	42 (40)	市内	1	100%	1	1	
			道内	22				
			道外	17				
			小計	40				
	看護学科 (就職希望者)	46 (42)	市内	7	100%	4	0	
			道内	32				
			道外	3				
			小計	46				
	社会福祉学科 (就職希望者)	51 (50)	市内	1	100%	1	0	
			道内	28				
			道外	21				
			小計	50				
	社会保育学科 (就職希望者)	50 (49)	市内	5	98.0%	1	1	
			道内	22				
			道外	21				
			小計	48				
合計		189 (181)		180	99.4%	7	2	

(6) 令和5年度卒業者の国家資格取得状況(単位:人)

学科名	国家資格	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	全国新卒 合格率(%)
栄養学科	管理栄養士	42	31	73.8%	80.4%
看護学科	看護師	45	45	100.0%	93.2%
	保健師	14	14	100.0%	97.7%
社会福祉学科	社会福祉士	50	46	92.0%	76.8%
	精神保健福祉士	12	12	100.0%	82.5%

(7) 令和5年度卒業者の教員免許取得状況(単位:人)

高等学校教諭I種	公民	13
	福祉	3
特別支援学校教諭I種	知的・肢体不自由・病弱	33
栄養教諭I種		7
幼稚園教諭I種		50

3 図書館の概要

(1) 施設の概要

区分	面積		観覧席数	収納可能冊数
図書館3階	1,074.58 m ²	4,455.45 m ²	200席	約140,000冊
図書館2階	1,440.56 m ²			
図書館1階	1,940.31 m ²			

※面積には、大講義室、コミュニティケア教育研究センター等を含む。

(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、電子情報等の整備状況

○蔵書数(単位:冊)

年度	総和書数	総洋書数	総蔵書数
2022	101,004	5,698	106,702
2023	101,957	6,911	108,868

○逐次刊行物(単位:冊)

年度	和雑誌						洋雑誌					
	栄養	看護	社会福祉	社会保育	共通	総数	栄養	看護	社会福祉	社会保育	共通	総数
2022	10	39	44	23	25	141	15	5	2	0	0	22
2023	10	34	46	23	24	137	15	5	2	0	0	22

○視聴覚資料数

年度	CD	DVD	紙芝居	総数
2022	136	1,068	90	1,294
2023	136	1,078	94	1,308

○電子ジャーナル・データベース利用（令和6年3月31日現在）（単位：ダウンロード数）

メディカル オンライン	医中誌		朝日新聞 クロスサーチ	EBSCO		最新看護索引 Web	
				Academic Search			
				Elite			
DL数	アクセス数	検索数	アクセス数	アクセス数	検索数	アクセス数	検索数
656	2,180	10,815	127	850	1,845	280	287

○図書受入（令和6年3月31日現在）（単位：冊）

種類	図書	雑誌
冊数・誌数	2,166 (2,167)	159 (164)
全国平均	1,678	236

※全国平均は、令和54年度学術情報基盤実態調査—単科公立大学—（括弧内は前年度のデータ）

（3）図書館利用状況

○図書貸出状況（令和6年3月31日現在）

	貸出冊数		貸出人数	
	冊	冊/日	人	人/日
総計	25,191	87.8	12,119	42.2
	(23,641)	(82.4)	(11,298)	(39.4)
学生	21,312	74.3	9,607	33.5
	(20,097)	(70.0)	(9,385)	(32.7)
教職員	2,801	9.8	1,058	3.7
	(2,807)	(9.8)	(1,119)	(3.9)
学外者	1,069	3.7	415	1.4
	(737)	(2.6)	(794)	(2.8)
団体等	36	0.1	25	0.1
	(123)	(0.4)	(92)	(0.3)

※括弧内は前年度のデータ（開館日数287日）

○学科別貸出状況（令和6年3月31日現在）

	貸出冊数		貸出人数	
	冊	冊/日	人	人/日
栄養	4,695	16.4	3,324	11.6
	(4,763)	(16.6)	(3,330)	(11.6)
看護	5,848	20.3	4,186	14.6
	(6,054)	(21.1)	(4,300)	(15.0)
社会 福祉	5,021	17.5	3,580	12.3
	(5,366)	(18.7)	(3,663)	(12.8)
社会 保育	5,751	20.0	3,803	13.3
	(5,080)	(17.7)	(3,474)	(12.1)

※括弧内は昨年度のデータ

4 施設の概要

施設	概要		面積
校地等	校舎敷地		42,440 m ²
	運動場（グラウンド）		29,633 m ²
	計		72,073 m ²
校舎	1号館（管理、情報処理・栄養実習室）	RC造 3階建（一部2階建）	3,712 m ²
	2号館（社会福祉学科・栄養学科）	RC造 3階建	6,932 m ²
	3号館（看護学科・社会保育学科）	RC造 3階建（一部2階建）	8,652 m ²
	図書館（コミュニティケア教育研究センター）	RC造 3階建	4,455 m ²
	5号館（看護学科・社会保育学科・学生食堂・売店）	RC造 3階建	2,512 m ²
体育館等	①体育館（3号館）②多目的ホール（2号館）	鉄骨造 平屋建	2,229 m ²
学生会館	サークル室・ミーティングルーム・同窓会室等	RC造 2階建	511 m ²

6 就学の助成

1 就学援助

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、その就学に必要な援助を行います。

(1) 令和6年度就学援助費の内訳（ただし、※は令和5年度実績の平均支給額）

区 分		小 学 校 (義務教育学校 前期課程含む)	中 学 校 (義務教育学校 後期課程含む)	支 給 内 容
新入学児童生徒 学用品費等	1年	円 57,060	円 63,000	小学校又は中学校に入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品
学用品費	1～6年	11,630	—	各教科及び特別活動の学習に必要なとされる学用品
	1～3年	—	22,730	
通学用品費	2～6年	2,270	—	通学用靴、雨傘等の通学用品に係る経費
	2～3年	—	2,270	
体育実技用具費	スキー	※ 35,220	※ 49,214	体育授業の参加に必要な体育実技用具
	柔道着	—	※ 4,125	
宿泊校外活動費		※ 125	※ 5,068	学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために必要な交通費及び見学料などの経費
修学旅行費		※ 21,997	※ 58,983	修学旅行に必要な交通費、宿泊費、見学料などの経費
学校給食費	1～6年	※ 49,859	—	学校給食に要する食費の金額
	1～3年	—	※ 57,454	
医 療 費		※ 7,625	※ 13,683	伝染病又は学習に影響のある疾病（学校病）にかかり、学校から治療の指示を受けた場合、その治療に要する費用（※学校病とは、トラコーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び濃痴疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯、寄生虫病をいう。）
ク ラ ブ 活 動 費		—	15,075	部活動加入者に対し、部活動の実施に必要な用具に係る経費（部活動支援費・後援会費などは除く）
生 徒 会 費		—	(上限) 5,550	生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
P T A 会 費		(上限) 3,450	(上限) 4,260	P T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
卒 業 ア ル バ ム 代 等		(上限) 11,000	(上限) 8,800	通常制作する卒業アルバム及び卒業記念写真またはそれらの購入費
オンライン学習通信費		14,000	14,000	オンライン学習に必要な通信費

(2) 令和3・4・5年度就学援助の状況

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	実 施 人 員	161	139	129
	決 算 額	11,908	12,188	11,987
中学校	実 施 人 員	105	90	74
	決 算 額	14,048	13,513	11,200
計	実 施 人 員	266	229	203
	決 算 額	25,956	25,702	23,187

2 特別支援教育就学奨励費

小中学校・義務教育学校の特別支援学級に在籍し、就学援助の対象とならない児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための援助を行うことにより、特別支援教育の振興を図ります。

(1) 令和6年度就学奨励費の内訳（ただし、※は令和5年度実績の平均支給額）

区 分		小 学 校 (義務教育学校 前期課程含む)	中 学 校 (義務教育学校 後期課程含む)
新入学児童生徒 学用品費等	1年	円 25,555	円 30,490
学用品費等購入費	2～6年	5,820	—
	2～3年	—	11,370
体育実技用具費	スキー	(上限) 13,255	(上限) 19,015
	柔道	—	(上限) 3,825
宿泊校外活動費		※ 0	※ 2,954
修学旅行費		※ 10,694	※ 24,576
学校給食費	1～6年	※ 25,216	—
	1～3年	—	※ 27,999
通学費	通級指導教室	※ 1,808	—
	特別支援学級	※ 15,945	※ 26,265
オンライン学習通信費		7,000	7,000

(2) 特別支援教育就学奨励費の状況

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	実施人員	57	59	70
	決算額	2,112	2,407	3,017
中学校	実施人員	15	18	27
	決算額	783	1,315	1,763
計	実施人員	72	77	97
	決算額	2,895	3,722	4,780

3 育英資金利子補給制度

名寄市では、学業成績が優秀であって経済的に就学が困難な学生及び生徒に対して、他機関から貸付けを受けた奨学金並びに修学資金にかかる利子の一部を補給する制度を次により実施しています。

(1) 奨学生の資格

- ① 親又はこれに代わるべき者が名寄市民であること。
- ② 大学院、大学、専修学校（専門課程）、各種学校、高等専門学校及び高等学校に在学していること。
- ③ 学業成績優秀、性行善良であること。
- ④ 学資の支弁が困難であること。

(2) 対象者

上記の資格を有した者で、独立行政法人日本学生支援機構奨学生として有利子奨学金の貸付けを受けた者又は㈱日本政策金融公庫の修学資金、民間金融機関等の修学制度資金の貸付けを受けた者。

(3) 申込期間 毎年10月末日まで

(4) 利子補給額

下記基準額（貸付けを受けた額が基準額に満たない場合は、貸付けを受けた額）に対し、

- ① 独立行政法人日本学生支援機構奨学生・・・基準額にその貸付利率を乗じて得た額
- ② 上記以外・・・所得金額によって、基準額に利率3%を限度として補給。

※利子補給基準額：月額

区 分	補給基準額（月額）
大学・大学院	40,000円
専 門 学 校	30,000円
高 等 専 門 学 校	15,000円
高 等 学 校	10,000円

4 育英金貸付事業（風連地区特例区事業）

合併に伴い、平成18年度から5年間の特例区事業として、要件を満たす者に対し教育資金の貸付制度（無利子）を実施していましたが、平成22年度をもって終了しました。

貸付けを行った育英金については、今後も引続き返還していただきます。

7 各種助成制度（学校教育課所管）

1 名寄市教育振興補助事業

名寄市における文化・スポーツの振興を図るため、名寄市教育振興基金を活用し、全道・全国大会に出場する小中学校児童生徒及び全国大会に出場する高等学校生徒に対し、大会出場に要する費用の一部を助成します。

補助実績

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請事業数	39件	57件	51件
補助金交付額	6,791	6,881	9,040
うち小学生	535	1,632	2,997
うち中学生	227	4,917	4,834
うち高校生	6,029	332	1,209

2 特色ある教育活動助成金交付事業

市内児童生徒の健全育成を目的として、特色ある教育活動を行う者に対し、その活動に要する費用の一部を助成します。(令和3・4・5年度事業の実績)

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請事業数	1件	0件	1件
補助金交付額	50	0	20
うち小学生	50	0	20
うち中学生	0	0	0
うち高校生	0	0	0
うちその他	0	0	0

3 名寄市高校生資格取得支援事業補助金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資格取得者数	166名	102名	99名
補助金交付額	355,250円	232,775円	248,970円
うち名寄高校	139,600円(57人)	89,050円(35人)	98,200円(41人)
うち産業高校	215,650円(109人)	143,725円(67人)	150,770円(58人)

4 名寄市高等学校学習教材支援事業補助金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学者数	141名	129名	137名
補助金交付額	4,230,000円	3,870,000円	4,110,000円

8 名寄市教育研究所

1 研究主題

「心豊かに、たくましく生きぬく児童生徒の育成」

2 研究主題設定の理由

今日、学校教育においては、保護者や地域住民の期待に応えるため、子ども一人一人に「生きる力」を確実に育むことが求められている。このため各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、児童生徒の発達段階や特性等を考慮して、適切な教育課程を編成、実施することが大切である。

このような課題を受け止め、名寄市教育研究所においては、上川管内教育研究会と連携し、小・中学校における教育の内容、方法、制度等に関する調査研究などに取り組み、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、よりよく問題を解決する資質・能力や他人を思いやる豊かな心、たくましく生きるための健やかな体などの育成に努めている。

そこで、今後も、これまでの研究の流れを継続し、各部・各班・名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組を一層充実させることにより、知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成することが重要と考え、本研究主題を設定した。

3 運営の基本方針

「名寄市教育研究所条例」に基づき、各種の提言、事業、研究活動等を推進する。また、北海道教育研究所連盟（道研連）や上川管内の市町村教育研究会で構成されている上川管内教育研究会（上教研）と連携を図りながら事業を推進する。

- (1) 研究主題の解明にあたっては、具体的かつ実践的な研究活動の推進に努める。
- (2) 上川管内教育研究会、上川教育研修センター等と連携し、研究推進体制の充実に努める。
- (3) 授業公開による研究交流や日常実践の交流、外部講師・施設の活用等を図り、班研修の活性化と研修内容の充実に努める。
- (4) 名寄市教育改善プロジェクト委員会の成果と課題を踏まえ、各種事業等の推進に努める。

4 事業推進の基本方針

- (1) 所報（名寄市教育・研究紀要含む）の発行については、研究体制や研究内容・活動内容等の情報の共有化が図られるよう努める。
- (2) 名寄市教育研究大会については、公開授業、研究協議等を通して、具体的かつ実践的な研究活動を推進する。研究委託校（風連中央小・名寄中）は、名寄市教育研究所の課題を受けた研究実践の成果を公開する。
- (3) 名寄市教育研究集会については、名寄市教育改善プロジェクト委員会や調査研究部・研究班の発表、講演等を通して、研究の成果と課題についての共通理解を深める。
- (4) 研究班の一斉研修や上川管内教育研究会北部地区研究大会については、上川管内地区研究大会研究推進の手引等を活用し、研修活動の充実に努める。
- (5) 名寄市小中学校音楽発表会や各種児童生徒作品展等については、音楽科や図画工作科等の学習の成果の交流に努める。
- (6) その他、必要に応じて専門委員会を設置し、調査報告、提言等を行う。

5 各部・教育改善プロジェクト委員会の事業

(1) 総務部

- ① 各部と連携を図った各種事業の企画・運営
- ② 道研連、上教研など、関係団体との連携協力
- ③ 年3回（6月、12月、3月）の所報の発行
- ④ 効果的で適正な会計業務の推進

(2) 教育研究部

- ① 研究班活動の推進
 - ・年3回（4月、6月、8月）の開催
- ② 名寄市小中学校音楽発表会の開催
 - ・期日 令和6年9月26日（木）
 - ・会場 名寄市民文化センター EN-RAYホール
- ③ 名寄市教育研究大会の開催
 - ・期日 令和6年11月8日（金）
 - ・会場 風連中央小学校・名寄中学校
- ④ 名寄市教育研究集会の開催
 - ・期日 令和7年1月21日（火）
 - ・会場 名寄市民文化センター EN-RAYホール
- ⑤ 名寄市児童生徒作品展等の開催・協力
 - ・会場 名寄市民文化センター EN-RAYホール

(3) 名寄市教育改善プロジェクト委員会

- ① 推進のテーマ
児童生徒に「生きる力」を育み、夢と希望を拓く名寄市教育の創造
～全小・中学校が一体となった学校力向上の取組を通して～
- ② 推進の重点
 - ・学校力向上を図る小中連携の推進
 - ・直面する課題解決に向けた取組の推進
- ③ 研究グループ及び研究内容

【教育経営の充実に関する研究グループ】

令和6年度重点 CSの推進と働き方改革の推進及び充実

■学校運営協議会（CS）の推進

- 1 地域とともにある学校づくりに向けた取組の推進

■働き方改革の推進

- 1 第3期北海道アクション・プランを受けて、名寄市における働き方改革の見直しと改善
- 2 学校運営体制の見直しと改善に向けた取組

【教育研究(研修)の充実に関する研究グループ】

令和6年度重点 スクールリーダーの育成

■スクールリーダー研修会を活用した組織的・計画的な人材の育成

- 1 スクールリーダー等の育成を図る組織マネジメントや研修等の充実
- 2 日常教育実践の質の向上に資する戦略的な取組の充実
(教育課程編成上の課題、日常校務の効率化など)

【教育指導の充実に関する研究グループ】

令和6年度重点 不登校対策とICTの効果的な活用

■ICTを効果的に活用する方策

- 1 校務にICTを効果的に活用する活動の充実
(教育データの利活用 生成AIの利活用など)
- 2 AIドリルの積極的活用に向けて
(家庭学習への積極的取組)

■ICTを活用した不登校等対策

- 1 遠隔機材を用いた別室登校の支援
- 2 遠隔授業の機材活用支援
- 3 健康観察を活用した心の天気(西小 風中モデル)

9 その他学校一覧

(令和6年5月1日現在)

		学 校 名	校長名	課 程	学級数	生徒数	所在地	電 話 (F A X)	
高 等 学 校	道立	名寄高等学校	今中勇希	普通科	10	338	字徳田204 番地1	(事務室TEL・FAX) 3-6841	
				情報技術科	2	28		(職員室TEL) 3-6842	
				計	12	366			
		道立	名寄産業高等学校 (光凌キャンパス)	八丁正樹	機械・建築システム科	1	15	西5条北 5丁目1 番地	(事務室TEL・FAX) 2-3066
					生活文化科	1	13		(職員室TEL) 2-3067
			名寄産業高等学校 (名農キャンパス)		酪農科学科	1	4	字緑丘3 番地3	(TEL) 2-4191
					計(産業)	3	32		(FAX) 2-4192
合 計					15	398			